

選任事件番号 \_\_\_\_\_年(家)第\_\_\_\_\_号

住所 \_\_\_\_\_

(現に居住する住居、施設等の住所を記載する。)

未成年者 \_\_\_\_\_

## 報 告 書 (定期交付金額の変更)

東京家庭裁判所 立川支部 御中

年 月 日

未成年後見人 \_\_\_\_\_<sup>⑩</sup>

\_\_\_\_\_銀行を受託者とする信託契約につき、下記のとおり信託財産の交付金額の変更が必要であると考えますので、報告します。

記

- 1 変更前の信託財産の交付金額 \_\_\_\_\_か月ごとに金\_\_\_\_\_円  
2 変更後の信託財産の交付金額 \_\_\_\_\_か月ごとに金\_\_\_\_\_円

(※1・2・3・6か月のうち、適当な交付間隔を選択すること)

- 3 理 由  
未成年者に\_\_\_\_\_という状況の変化があったため

- 4 信託財産の交付金額の変更申出日 指示の日から3週間以内の日  
(初日不算入、最終日が祝日の場合は翌営業日)

### 5 添 付 資 料

- (1) 理由の相当性を疎明する書類  
(2) 受託者から受領した直近の信託財産状況報告書  
(3) 未成年後見人が管理している未成年者名義の預貯金通帳の写し

監督事件番号 \_\_\_\_\_年(家)第 \_\_\_\_\_号(基本事件 \_\_\_\_\_年(家)第 \_\_\_\_\_号)

## 指 示 書 (定期交付金額の変更)

職権により、上記報告書のとおり、定期交付金額の変更の申出をすることを指示する。

年 月 日

東京家庭裁判所 家事第1部 立川支部

裁判官

以 上